

平成十一年政令第九十五号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令

内閣は、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第四条第二項、第五条第二項、第十一条、第十二条第三項及び第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（市町村に係る地方特例交付金の額の算定及び交付に関する都道府県知事の事務）

第一条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第六条の規定により、都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村に対し交付すべき地方特例交付金の額の算定及び交付に関し、次に掲げる事務を取り扱わなければならない。

一 法第四条第一項の規定により総務大臣が決定し、又は変更した地方特例交付金の額を当該市町村に通知すること。

二 法第五条第一項から第三項までの規定により交付時期ごとに交付すべき地方特例交付金の額を算定してこれを総務大臣に報告するとともに、当該市町村に通知すること。

三 法第五条第四項の規定により地方特例交付金の全部又は一部を国に還付させること。

（特別区財政調整交付金の特例）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令第二百十条の十二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この項において「特例交付金法」という。）第二条第一項の規定により特別区財政調整交付金の特例」である。

（特別区財政調整交付金の特例）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の二の規定により読み替えられた同令第二百十条の十二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この項において「特例交付金法」という。）第二条第一項の規定により特別区財政調整交付金の特例」である。

（施行期日等）

第一条 この政令は、公布の日から施行し、平成十一年度分の交付金及び特別区財政調整交付金から適用する。

附 則

（施行期日等）

（平成十一年度における特別区財政調整交付金の特例）

第二条 平成十一年度に限り、地方自治法施行令

第二百十条の十一の規定の適用については、同条中「収入額」とあるのは、「収入額と地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第一項に規定するたばこ税調整額及び交付金調整額との合算額」とする。

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一〇月一四日政令第三〇号）抄

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年一一月一七日政令第四八二号）抄

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年一一月一七日政令第

二百十条の十一とあるのは「地方自治法施行令等の一部を改正する政令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令第二百十条の十一」とする。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇号）抄

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇号）抄

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十二年六月七日政令第三〇号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日政令第一二八号）抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十八条の規定（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第一条の二第四項の改正規定による読み替えられた地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第一項に規定するたばこ税調整額及び交付金調整額との合算額）とする。

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日政令第一二九号）抄

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十五年三月三一日政令第一二九号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年三月三一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日政令第一二九号）抄

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十五年三月三一日政令第一二九号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

の六までを削る改正規定、同令第二十四条から第二十四条の二の三まで及び第三十条の改正規定、同令第三十二条の次に二条を加える改正規定、同令第三十三条の二第一項、第三十四条第二項及び第三十五条の三第一項の改正規定、同令第三十七条の五の次に十一条を加える改正規定、同令第三十五条の八第四項を削る改正規定、同令第三十六条の二の二第二項第三号及び第三十七条の二の四の改正規定、同令第三十七条の九の五の次に三条を加える改正規定、同令第三十七条の九の八に係る部分に限る）、並びに同令第五十二条の十の十七、第五十四条の十六、第五十四条の十六の二及び第五十六条の三十六の改正規定並びに附則第七条第一項、第二項、第四項及び第五项、第十六条並びに第十七条の規定、附則第十八条の規定（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第一項の改正規定に係る）並びに附則第十九条第二項の規定（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 前条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（次項において「新特例交付金法施行令」という。）第一条の二第四項の規定は、平成十五年度分の地方特例交付金から適用する。

2 新特例交付金法施行令第一条の規定は、平成十六年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則（平成一五年三月三一日政令第一二九号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の規定は、平成十五年度分の地方特例交付金及び特別区財政調整交付金から適用する。（平成十六年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第三条 平成十六年度に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第七条の規定により読み替えられた地方財政再建促進

進特別措置法施行令第十一條の二第一項の適用については、同項第一号イ中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十五年法律第十七号）第十四条第二項」とあるのは「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）。以下この号において「平成十五年地方交付税法等改正法」という。）附則第五条第五項の規定により読み替えた地方法特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十四条第二項」とあるのは「平成十五年地方交付税法等改正法附則第五条第五項」と、同号ロ中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十四条第二項」と、同号ロ中「合算額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額」とあるのは「合算額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして平成十五年地方交付税法等改正法附則第五条第五項の規定により読み替えられた地方法特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条の規定により算定した平成十五年度減税たばこ税調整額（平成十五年地方交付税法等改正法附則第五条第五項の規定により読み替えられた地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項に規定する平成十五年度減税自動車取得税調整額（平成十五年地方交付税法等改正法附則第五条第五項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項に規定する平成十五年度減税の額をいう。）及び算入平成十五年度減税減收調整額（平成十五年地方交付税法等改正法附則第五条第六項の規定により読み替えられた地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第一項に規定する平成十五年度減税減收調整額の百分の七十五に相当する額をいう。）の合算額から平成十五年地方交付税法等改正法附則第五条第六項の規定により読み替えられた地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第一項に規定する平成十五年度減税減收調整額の百分の七十五に相当する額を引いて算出する。）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。
(施行期日)

第一条

(行期日)　この政令は、公布の日から施行する。

れた地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条の規定により算定した平成十六年度減税地方消費税調整額(平成十六年地方交付税法等改正法附則第五条第四項の規定により読み替えられた地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項に規定する平成十六年度減税地方消費税調整額をいう)、平成十六年度減税たばこ税調整額(平成十六年地方交付税法等改正法附則第五条第四項の規定により読み替えられた地方特例交付金等の地方財政の特別措置に

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

れた地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条の規定により算定した平成十六年度減税地方消費税調整額(平成十六年地方交付税法等改正法附則第五条第四項の規定により読み替えられた地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項に規定する平成十六年度減税地方消費税調整額をいう)、平成十六年度減税たばこ税調整額(平成十六年地方交付税法等改正法附則第五条第四項の規定により読み替えられた地方特例交付金等の地方財政の特別措置に

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 前条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令(次項において「新特例交付金法施行令」という。)第一条の二第四項の規定は、平成十五年度分の地方特例交付金から適用する。

第二条 新特例交付金法施行令第一条の規定は、平成十六年度分の地方特例交付金から適用する。

附 則 (平成一五年三月三一日政令第一二九号抄)(施行期日)

正法附則第五条第五項の規定により読み替えられた地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条の規定により算定した平成十五年度減税たばこ税調整額（平成十五年地方交付税法等改正法附則第五条第五項の規定により読み替えられた地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条の規定により算定する平成十五年度減税たばこ税調整額をいふ。）、平成十五年度減税自動車取得税調整額（平成十五年地方交付税法等改正法附則第五条第五項の規定により読み替えられた地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項に規定する平成十五年度減税たばこ税調整額をいふ）

(十三号) 第十一条の二第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第十四条第二項」とあるのは、「地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第十八号)。以下この号において「平成十六年地方交付税法等改正法」という。」に附則第五条第四項の規定により読み替えられた地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第十四条第二項」と、同号ロ中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項」とあるのは、「平成十六年地方交付税法等改正法附則第五条第四項の規定により読み替えられた地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項」と、「合算額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定め

度減税減収調整額（平成十六年地方交付税法等改正法附則第五条第一項に規定する平成十六年度減税減収調整額の百分の七十五に相当する額をいう。）の合算額から平成十六年地方交付税法等改正法附則第五条第五項の規定により読み替えられた地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条の規定により読みみ替えられた地方自治法第二百八十二条第二項に規定する都に係る平成十六年地方交付税法等改正法附則第五条第一項第一号へに掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額、都に係る同号トに掲げる額に当該率を乗じて得た額及び都に係る同号チに掲げる額に当該率を乗じて得た額の合算額の百分の七十五の額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額」とする。

第一条 この政令は、公布の日から施行する。
(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正に伴う過渡措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の規定は、平成十五年度分の地方特例交付金及び特別区財政調整交付金から適用する。
(平成十六年度における標準的な規模の收入の

正法附則第五条第五項の規定により読み替えられた地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項に規定する平成十五年度減税自動車取得税調整額をいいう。)及び算入平成十五年度減税減収調整額(平成十五年地方交付税法等改正法附則第五条第一項に規定する平成十五年度減税減収調整額

あるのは「平成十六年地方交付税法等改正法」(同法第五条第四項)の規定により読み替えられた地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項」と、「合算額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額」とあるのは「合算額に地

トに掲げる額に当該率を乗じて得た額及び都に係る同号チに掲げる額に当該率を乗じて得た額の合算額の百分の七十五の額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額」とする。

第三条 額の特例)
平成十六年度に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第七条の規定により読み替えられた地方財政再建促

の百分の七十五に相当する額をいつ。)の合算額から平成十五年地方交付税法等改正法附則第五条第六項の規定により読み替えられた地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律

定める割合を乗じて得た額を控除した額の七五分の百に相当する額、特別区の存する区域なら市町村とみなして平成十六年地方交付税法等改正法附則第五条第四項の規定により読み替えられ

第一條 〔施行期日〕この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

<p>（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>（施行期日） 附 則（平成二〇年四月三〇日政令第一 三号）抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、公布の日から施行する。（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>（施行期日） 第四条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第二条及び附則第五条の規定は、平成二十年度以後の年度分の特別区財政調整交付金について適用し、平成十九年度以前の年度分の特別区財政調整交付金については、なお従前の例による。</p> <p>（施行期日） 附 則（平成二〇年一〇月二二日政令第三 三二四号）抄</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>（施行期日） 附 則（平成二一年三月三一日政令第一 〇二号）抄</p> <p>（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>（施行期日） 附 則（平成二三年三月三一日政令第一 六号）抄</p> <p>この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。</p> <p>（施行期日） 附 則（平成二四年三月三一日政令第一 一〇号）抄</p> <p>この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>（施行期日） 附 則（平成二六年三月三一日政令第一 三三号）抄</p> <p>この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。</p> <p>（施行期日） 附 則（平成二九年三月三一日政令第一 一九号）抄</p> <p>この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p>（施行期日） 1 1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。</p>
--

<p>（施行期日） 1 附 則（令和四年三月三一日政令第一 二号）抄</p> <p>この政令は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p>（施行期日） 附 則（令和六年三月三〇日政令第一 五号）抄</p> <p>この政令は、令和六年四月一日から施行する。</p>
